

国民健康保険条例の一部改正の概要

令和5年12月定例会 福祉健康委員会
第102号議案 参考資料 保険医療課

「出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額等」の創設

(1) 国民健康保険に加入している出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合において
は、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び均等割額を減額するもの

(2) 免除期間は、「出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3カ月前）
から出産予定月の翌々月までの期間

◎施行期日 令和6年1月1日

